

農業振興地域整備計画(農振除外申請等)の随時変更を受付開始

町で定める農業振興地域整備計画の定期見直しを終了しましたので、農振除外申請等(随時変更申請)の受付を開始します。

農振農用地区域内の農地を宅地などに転用するため同区域から除外することを希望し、農振除外の要件を満たす人は申請ができます。お問い合わせください。

■農振除外の要件

- ▽緊急性があり、また農地転用などに係る具体的な事業計画があること
- ▽農振農用地以外に代替すべき土地がなく、また除外面積が過大ではないこと
- ▽集団的な農地を分断し、周辺農地の作業効率の低下や水利施設への悪影響がないこと
- ▽認定農業者などの農業経営規模拡大に支障がないこと
- ▽土地改良事業などが完了してから8年以上経過していること

ること(但し、大区画ほ場整備事業の受益農地は除く)

▽ほかの法令の許可を得られる見込みがあること

■申請に必要な書類

- ▽「農振除外申請書」▽事業計画書
- ▽申請農地の全部事項証明書▽位置図▽公図の写し▽配置図▽事業計画に係る建築物又は工作物の平面図・立面図▽求積図など(各1部)

※詳細はお問い合わせください。

■手続きの流れについて

- ▽申請受付締切 6月末と12月末(原則年2回の受付)
- ▽申請受付後は、県との協議、計画変更案の公告縦覧などがありますので、農振除外完了までには4カ月程度の期間を要することが見込まれます

■問い合わせ先

農林振興課 ☎46-5564

悠久の湯平泉温泉「子どもの日キャンペーン」&「臨時休館」

■子どもの日キャンペーン

- ▽期間…5月1日(日)～8日(日)
- ▽対象…中学生以下
- ▽特典…中学生以下は終日、入館無料(時間制限なし)

■臨時休館…5月10日(火)

■問い合わせ先
町民福祉課 ☎46-5562
悠久の湯平泉温泉 ☎34-1300

熊「クマ」に注意してください

クマを目撃したり、農作物の被害を受けた場合は、通報してください。

▽鈴、笛、ラジオなど音の出るものを携帯し、クマに自分の存在を知らせる

▽グループ行動を基本とし、クマの活動が活発になる明け方と夕暮れ時は、周囲に気を付ける

▽森林や林のそばの農地は、周囲の雑木の刈払いなどを行う

▽生ゴミや野菜くずは放置しない

▽収穫物収納庫は施錠する

▽子グマを見たらそっと立ち去る。

▽クマと出会った場合は、慌てず騒がずゆっくり後退する。

■その他
町ホームページに関連情報リンクを掲載していますのでご覧ください。

■通報先

- ▽平日 農林振興課 ☎46-5564
- ▽休日 平泉町役場 ☎46-2111

山火事予防「クマ」協力ください

毎年春は全国的に山火事が多い季節です。次の事項に注意し、山火事の予防にご協力ください。

【山火事防止重点事項】

- ▽強風や乾燥時には、たき火、野焼き、火入れをしないこと
- ▽たき火や野焼きは一人で行わず、万が一場所を離れるときは

完全に消火すること

▽火入れを行う際は、町長の許可を必ず得ること

▽たばこのポイ捨ては絶対に行わないこと

▽火遊びはしないこと

■問い合わせ先

農林振興課 ☎46-5564

町広報紙に掲載する有料広告を募集しています

■掲載期間

各号1回(複数回の掲載も可)

■規格

- ①区画A…縦約4.5センチ×横約8.8センチ、カラー刷り
- ②区画B…縦約4.5センチ×横約

■掲載料

- ①区画A…1回当たり1万円
 - ①区画B…1回当たり2万円
- 申し込み・問い合わせ先
まちづくり推進課 ☎46-5578

義肢・装具等補装具巡回相談のお知らせ

■相談内容

義肢・装具等補装具の購入および借受け・修理要否・適合の判定

■対象
相談内容による診断、判定などを希望する人

※本人のみでの相談が困難な場合、家族など事情の分かる人の付き添いをお願いします。

■期日…5月24日(火)

午後1時30分～午後4時30分
(受付は午後2時まで)

■場所

千厩農村労働福祉センター

■申込締切

5月13日(金)まで ※完全予約制

■問い合わせ先

保健センター ☎46-5571

カモシカをみかけたら

「ニホンカモシカ」は本州・四国・九州に生息する日本固有の野生動物です。生息数の減少から絶滅が危ぶまれた昭和30年(1955年)に文化財保護法で国の「特別天然記念物」に指定されました。捕獲や飼育は法律で禁止・制限されています。カモシカを見かけたら、次の対応をお願いします。

くに親のカモシカがいるかもしれませんが、保護するなどの行為はしないでください。人の手で保護されたカモシカは野生に戻れなくなるおそれがあります。

ご理解とご協力をお願いします。

■連絡・問い合わせ先
平泉文化遺産センター ☎46-4012

■元気に動き、歩いているとき

カモシカに近づいたり、驚かせたりせず静かに見守ってください。ほとんどの場合、時間がたてば山のすみかに帰ります。

■ぐったりしていてケガや病気、または死んでいると思われるとき

役場または平泉文化遺産センターへ連絡してください。

■子どものカモシカるとき

やさしく見守ってください。近



ニホンカモシカ

「農作業」の声をかけ「二刀流」

～春の農作業安全月間 6月15日まで～

農作業が忙しくなるこれからの時期は、農作業事故が起こりやすくなります。急な作業開始は、思わぬ農機具事故につながります。家族や地域で農作業事故防止を呼びかけながら計画的な農作業をしましょう。

▽農業機械の始業前点検などの基

本動作の励行

▽相手から見えやすい夜光反射材の装着

▽強風や乾燥している日は野焼きをしない

■問い合わせ先

農林振興課 ☎46-5564

野外焼却は禁止されています

野外焼却は法律や条例において、次の例外規定を除き禁止されています。

- ①法令に基づく焼却(伝染病家畜、松くい虫被害伐採木の焼却)
- ②風俗慣習上の行事のための焼却(火祭り、どんと焼など)
- ③農林漁業のためのやむを得ない焼却(草、木の葉、枝、もみガラ、わらなどの焼却)
- ④学校教育などのための焼却(キャンプファイヤーなど)
- ⑤落ち葉の焼却その他の一過性の軽微な焼却(落ち葉、少量の剪定枝、空地の刈り取った草木の焼却)

※①～⑤であっても廃プラスチック類やゴムくず、廃油や皮革の焼却は認められていません。

野外焼却禁止の例外規定とされる行為であっても、焼却による煙や臭いで苦情が寄せられる場合があります。その場合、行為者へ配慮をお願いしたり、指導を行ったりますこととなります。やむを得ず、例外規定とされる野外焼却を行う場合には、周辺住民へ迷惑がからないようお願いします。

■問い合わせ先

町民福祉課 ☎46-5562

